

200801032A

平成 20 年度厚生労働科学研究報告書

(政策科学総合研究事業)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究

研究代表者 松本伊智朗

平成 21 (2009) 年 3 月

目 次

1 総括研究報告

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究 松本伊智朗

2 付録 調査転記表

研究組織

主任研究者 松本伊智朗 札幌学院大学

分担研究者

岩田 美香 北海道大学大学院教育学研究院
栗山 隆 北星学園大学
小西 祐馬 長崎大学
品川ひろみ 札幌国際大学短期大学部
田中 康雄 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
戸田 まり 北海道教育大学札幌校
藤原 理佐 北星学園大学短期大学部

研究協力者

大場 信一 北海道中央児童相談所
川股 英嗣 北海道中央児童相談所
柴田 和永 札幌市児童福祉総合センター
穴田 幸治 札幌市児童福祉総合センター
澤田いずみ 札幌医科大学
家村 昭矩 名寄市立大学短期大学部
福間 麻紀 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
大澤 真平 北海道大学大学院教育学研究院博士課程
山田 千春 北海道大学大学院教育学研究院博士課程
常盤野文子 札幌学院大学大学院臨床心理学研究科修士課程
横尾 昌弘 北海道大学大学院教育学研究院修士課程

研究要旨

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖しするなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

調査対象は平成15年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立の8児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が5歳、14歳、15歳のものすべてである。40例が分析可能な形で調査・転記が終了した。主な調査結果は以下である。

- ① 多くの家族が経済的問題を経験している。これまでの生活歴の中で、「解雇・失業」を経験しているのは19例、借金・多重債務、破産、経済的困窮などを経験しているのは26例、そのどちらかでは30例で、4分の3になる。また調査員の判断による生活程度は、「困難」と「多少困難」が31例である。
- ② 多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。離婚を経験しているのは、28例である。なお受理時に母子世帯であったのは13例、父子世帯は1例である。
- ③ 夫婦間の暴力、あるいはその疑いがある家族は17例である。
- ④ 子どもに知的障害等の障害が見られる家族が多い。当該児童では22例に障害が見られた。また兄弟姉妹では15例に障害が見られた。
- ⑤ 親の精神疾患が見られる例は15例である。知的障害を含めると19例になる。
- ⑥ 支援的な親族・知人が確認できたのは15例である。残りの25例は社会的な孤立度が高いと考えられる。
- ⑦ 18例が、当該虐待受理以前に児童相談所が相談を受け、支援に当たっている。すなわち支援の経過の中で、虐待として受理する場合が半数近くにのぼる。13例が施設入所に至っている。5年後も入所中であるものは4例である。

子ども虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含む必要がある。それを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうると考えられる。また児童相談所の支援の開始時点は、虐待通告受理以前にさかのぼるものが半数程度みられ、ひとつの事例の支援に長い時間的経過があることが確認できる。社会資源必要量の推計の基礎となる児童相談所等関係機関の負荷量は、通告事例数ではなく事例の累積数を基礎にすべきである。

A 研究目的

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖しするなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

わが国の子ども虐待問題に対する対応は、今後は子どもの回復と自立のための支援と、地域での支援を可能にする社会資源の整備が焦点になる。一方で、家族と子どもを取り巻く経済的格差の拡大と生活の不安定化が進行し、家族の直面する問題はより複雑化している。したがってこの複合的な困難の構造を明らかにし、不利と困難の連鎖をどこで食い止め、虐待の深刻化を防ぐかを検討することは、不可欠の作業となる。このため本研究では、子ども家族福祉論・貧困研究・児童精神医学・発達心理学・保育社会学・障害児者問題研究などの多領域の研究者の共同作業で行う家族の生活問題の分析を基礎におく。

本研究は平成20年度と21年度の2カ年にわたる。初年度である平成20年度は、多領域の研究方法についてレビューを行い共有するとともに、児童相談所における児童虐待受理事例の記録を分析することを通して、子ども虐待問題における諸困難の複合的側面を明らかにすることを目的とする。

B 研究方法

1 調査対象

平成15年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立の8児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が

5歳、14歳、15歳のものすべてである。総数は5歳が60例、14歳が30例、15歳が18例の合計108例である。この108例のうち、本年度は40例が分析可能な形で調査・転記が終了した。内訳は、5歳が30例、14歳・15歳が10例である。

平成15年度を取り上げることで、受理後5年間の支援経過を分析することが可能になる。本報告では受理後の支援経過を検討の対象としていないが、次年度の報告ではこの点についても検討を行う予定である。また次年度にかけても本調査を継続し、道内の当該対象事例の悉皆調査として最終的なデータを取りまとめる予定である。したがって本報告の結果は、あくまで40例終了時点の暫定的なものとして取り扱われる。

2 調査方法

調査員が各児童相談所を訪問し、当該事例の相談記録を閲覧、調査票に記入し整理する方法をとった。記入に当たっては、まず一例ごとの相談経過を読み解いて家族と子どもの状況を理解する必要があることから、整理と転記には、1例あたり平均的には5時間前後、短いもので2時間、長いもので10時間程度を必要とした。調査員には研究班のメンバーと研究協力者があつた。いずれも現職の大学教員か大学院博士課程在籍者である。整理と転記に当たっては、個人情報特定されないよう配慮を行った。

3 研究の経過

5月から9月にかけて、月例の研究会の開催を行い、発達心理学、公衆衛生学、社会福祉学、児童精神医学などの各領域での研究方法論と研究成果についての共有を図るとともに、調査設計についての予備的な討論を行った。また北海道内の児童相談所に協力依頼等、調査環境の整備を行った。

10月から1月にかけて、調査票の検討と作成を行った。この作業は北海道中央児童相談所において、児童相談記録を閲覧しながら、数次にわたり試行的に調査・転記様

式を作成し、そのつど研究会での討論をへて最終的にまとめられた。その後2月から3月中旬にかけて、北海道内の児童相談所において、順次調査・転記作業を行った。3月下旬に、終了した40例についての中間とりまとめと本報告書の作成にあたった。

4 調査内容

調査内容は以下である。事例によって記録されている内容にかなりのばらつきがあるので、記録から読み取れる限りでの把握となる。網掛けの項目が、本報告書で取り上げている項目である。分析の時間の限界から、今年度の報告では、支援経過の分析に関することは対象としていない。さしあたりは子ども・家族の状況について集計的に把握しうる項目に限定されているが、その中でも不明が多数にのぼる項目は取り上げていない。

I 事例の概要

①虐待の種別、②当該児童の性別、③虐待者、④重症度、⑤家族構成、⑥児童相談所での受理経過、⑦当該受理にいたる経過、主訴と受理時の子ども、家族の状況、⑧子ども・家族の状況と支援の推移、⑨通告後の受理、処遇会議、事例検討会の開催経過、⑩現時点での児童相談所とのかかわり、⑪現在の支援体制と子ども・家族の現況

II 家族の生活基盤

①住居形態、②課税状況、③年間世帯収入、④負債、⑤貯蓄、資産、⑥過去の生活保護受給歴、⑦就学援助など減免措置の利用、⑧医療保険、⑨児童扶養手当等の受給、⑩養育者の職業、⑪養育者の学歴、⑫転居歴、⑬生活程度に対する調査者の判断

III 支援機関の負荷量の評価

①児童相談所、関係機関の子ども、家族との接触回数、②児童相談所と関係機関の接触回数、③子ども・家族と関った関係機関、④子ども・家族に関っている期間

IV 子どもの直面する困難（当該家族の子どもについて以下が該当するかどうか）

①未熟児、②低体重出産、③望まれない出産、④病弱、虚弱、⑤身体障害、⑥知的障害、⑦発達障害、⑧自閉症、⑨言葉の遅れ、⑩いじめの被害、⑪いじめの加害、⑫その他対人関係のトラブル、⑬欠席がち、⑭長期欠席・不登校、⑮暴力的傾向、⑯「非行」・問題行動、⑰施設入所歴、⑱停学・退学、⑲解雇、⑳仕事や学校などの所属先がないこと、㉑子どもだけで生活した経験、㉒児童相談所での相談歴、㉓親身になってくれる家族以外の大人の存在

V 家族の直面する／してきた困難（以下の項目に該当するかどうか）

1) 家族関係

①夫婦間の強い葛藤・不和、②DV、およびその疑い、③育児に関する協力的な関係、④育児に関する非協力的な関係、⑤離婚と復縁など婚姻関係の不安定さ、

2) 養育者の心身の状況

①精神病、②神経症、③人格障害、④知的障害、⑤薬物・アルコール依存、⑥発達障害、⑦その他の疾病、⑧その他の障害、⑨攻撃的、虚言など対人関係上の難しさ

3) 養育者の意識・社会関係

①育児に対する拒否的な感情、②虐待の認識の有無、③支援を受け入れているか、④親身になってくれる支援者の存在、⑤親身になってくれる友人・知人、⑥親身になってくれる親族、⑦職場への安定した帰属、⑧仕事以外の活動や団体への参加

4) 養育者の成人前の経験

①親の死亡、②親の離婚、③親の再婚、④両親の疾病・障害、⑤家族間の葛藤・暴力、⑥経済的困窮、⑦生活保護受給、⑧妊娠・出産、⑨退学・長期欠席、⑩被虐待経験、⑪施設での生活経験

5) 養育者のこれまでの生活上の出来事（時期は問わない）

①火災・災害等の被災、②事故・怪我、③入院、④長期の疾病・体調の不良・病気が

ち、⑤解雇・失業、⑥返済に困る借金・多重債務、⑦破産、⑧住むところが決まっていなかったこと、⑨たび重なる転居、⑩トラブルに起因する転居、⑪経済的困窮、⑫生活保護受給、⑬拘禁、⑭離婚、⑮配偶者との死別、⑯望まない妊娠・出産

<重症度の判断について>

以下をおおむねの判断基準として、調査者が事例の概要を読み取った上で判断した。

生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため衰弱死の危険性があるもの。

重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

<生活程度に対する調査者の判断>

相談記録から読み取られた家族の状況を総合的に判断して、調査者が以下の項目からもっとも近いものを選んだ。①とても困難に思える、②多少困難に思える、③特に困っていると判断できない、④わからない。

C 研究結果

1 事例の概要と家族の生活基盤

1) 通告時の年齢・性別と虐待の種類

表1に通告時の当該児童の年齢と虐待の種類を示す。5歳は30例、14歳・15歳はあわせて10例が分析の対象となる。40例のうち身体的虐待と判断されたものは16例、ネグレクトが18例、心理的虐待が2例、性的虐待が3例であった。

表2に、当該児童の性別を示す。14・15歳は10名中9名を女子が占めるが、この点は特にこの年齢の転記作業が途中であることから、全体を代表しているかどうかは現時点では不明である。また性的虐待はすべてが女兒となっている。

2) 虐待の重症度

表3に虐待の重症度を示す。40例中、重度が7例、中度が11例、軽度が15例、危惧ありが4例、不明が3例である。今回の調査では「生命の危機」は無かった。14歳・15歳層に重度の比率が高いが、これは5歳に比較して子ども自身の耐性が高いことから、軽度や危惧では児童相談所への通告となりにくいという可能性が考えられる。また身体的虐待は軽度、ネグレクトは中度、性的虐待は重度と判断されることが多い。虐待という言葉から一般的にイメージされる「身体的虐待」より、ネグレクトや性的虐待が子どもに与えるダメージという点では深刻である場合が多いことを示している。

以下に判断基準を再掲する。

重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

3) 通告受理時の家族構成

表4に通告受理時の家族構成を示す。40例のうち、子どもが父母と同居しているのは、23例である。これには継父母を含んでおり、また3例は祖父母とも同居している。一人親世帯は14例で、うち母子世帯が13例で、単親世帯の比率が高いことが確認される。

4) 主な虐待者

表5に主な虐待者を示す。これは調査担当者が相談記録から判断したものである。40例のうち、継母を含む母親が20例と半数である。継父、母の内縁の夫を含む父親が11例、実父母の双方が8例である。父親に比して母親が主な虐待者になる可能性が高いことが、確認できる。これは母子世帯が多く含まれていることによるものと考えられるから、表6に子どもが父母と同居している23例に限定して、主な虐待者を整理した。これによると、主な虐待者が父親であるものは7例、母親が9例、父母の双方が7例で、父母による大きな差は見られない。また身体的虐待は父が5例、母が3例で、父親がやや多くなっている。ネグレクトは父親1例に対し母親が5例であり、ネグレクトのように養育環境全体を考慮して判断されるものに関しては、子どもの養育の主な担い手と一般的に意識される母親が「虐待者」として把握されがちであることが示唆される。この点はあくまでも現時点での仮説的な理解であり、今後のいっそうの検討を要する。

5) 住居形態

表7に住居の形態を示す。不明をのぞく34例のうち賃貸アパートが14例、公営住宅が9例で、持ち家は6例である。

6) 過去5年以内の転居歴

表8に過去5年以内の転居歴を示す。不明をのぞく31例のうち、22例が過去5年以内の転居歴がある。また子どもの年齢が5歳である場合とネグレクトに転居歴のある家族が多い。転居そのものはネガティブ

な指標とは限らないが、生活の変動があったことが示唆される。

7) 世帯への課税状況

表9に、世帯への課税状況を示す。不明をのぞいた23例のうち、課税世帯は7例、非課税世帯は5例、生活保護受給世帯は11例であり、低所得世帯が多くをしめることが確認される。また身体的虐待に比してネグレクトに、子どもが5歳に比して14・15歳の世帯に低所得世帯が多く見られる。

8) 生活の困難度

表10に家族の生活困難の程度を示す。相談記録から読み取られた家族の状況を総合的に判断して、調査者が、①とても困難に思える(困難)、②多少困難に思える(多少困難)、③特に困っていると判断できない(非困難)、④わからない、の4項目から、もっとも近いものを選んだ。40例のうち不明が4例、非困難が7例、多少困難が11例、困難が18事例である。困難が半数を占め、多少困難を含めると4分の3になる。またネグレクト世帯、14・15歳世帯に、生活の困難度が高い。これらの点は前述の生活保護受給世帯、非課税世帯の数から示される点と同様である。ネグレクトが生活基盤の低位性と密接な関係にあること、14・15歳は事態の深刻さが増してからの受理が多いことなどが、仮説的に示唆される。

2 子どもの直面する困難

表11は子どもの直面する困難を、虐待受理の当該児童について整理したものである。表12では同様に、当該児童の兄弟姉妹について整理した。また表13は、子どもの直面する困難を、当該児童と兄弟姉妹の双方を含んで大きく取りまとめたものである。表11・12における「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とし、これらのうちひとつ以上に当てはまるものを「障害」として1例と数えた。また同様に、「欠席がち」「長欠・不登校」を「不登校」、「暴力傾向」「非行」を「暴力傾向・非行」としてまと

めた。また当該児童が兄弟姉妹のどちらかに該当する場合を「どちらか」、当該児童と兄弟姉妹の双方に該当する場合を「どちらでも」とした。これらの表から確認できることは、以下である。

- ① 子どもに障害が見られる家族が多い。当該児童では40例中22例、兄弟姉妹では15例に、子どもに障害がある。当該児童と兄弟姉妹の双方に障害があるのは10例、どちらか一方では27例と、4分の3近くになる。障害の種別は、知的障害、言語遅滞、発達障害が多い。
- ② 当該児童の6例がいじめの被害にあっている。うち14・15歳が5例で、10例中の半数になる。不登校は9例である。5歳では、これは保育園・幼稚園を念頭に置いた長期欠席等に当たる。当該児童では14・15歳が10例中4例で、いじめの被害をあわせて考えると、学校でのトラブルやつまづきを抱えた子どもが多いことが示唆される。
- ③ 身体的虐待とネグレクトを比較すると、「いじめ被害」「不登校」は、ネグレクトに多く見られる。また性的虐待では、「知的障害」「いじめ被害」「不登校」がそれぞれ3例中2例にみられる。
- ④ 「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、何らかの困難を抱えている当該児童は31例で、14・15歳では10例中9例がこれにあたる。兄弟姉妹を含めて、家族の中の子どもにこれらの困難がまったく無い例は40例中6例のみで、14・15歳では10例中1例のみである。
- ⑤ 子どものみで生活していた経験のある子どもが、3例ある。また、親身になってくれる家族以外の大人の存在（大人の存在）があったのは、3例にとどまる。

すなわち多数の家族が、障害を中心とした子どもの困難・脆弱性に直面している。またいじめや不登校など、友人関係や学校を場とした困難に直面している子ども・家族も多い。

3 家族関係

表14に、家族関係にかかわる諸要因を示す。「離縁・復縁等」は離縁と復縁を含む不安定な婚姻関係を示すが、40例のうち19例と半数近くが、不安定な婚姻関係と調査員に判断されている。また「DV・その疑い」が40例中17例あり、かつ虐待の種別にかかわらずみられることに留意しておきたい。

4 養育者の心身の状況

表15に、養育者の心身の状況を示す。精神病は父親に1例、母親に7例、知的障害は父親に2例、母親に7例であり、母親の精神的な疾患や障害が子育ての困難に直結しやすいことが示唆される。「攻撃的・虚言・対人関係困難」は、他者との良好な関係を結ぶ上での行動上の問題を示しているが、これは父親8例、母親4例とむしろ父親に高い。また性的虐待の3例のうち2例が、父親と「その他の養育者」にこの問題を抱えており、また同じく2例が母親の薬物・アルコール依存を抱えている。

表16に、表15に示されている状況をより大まかにまとめた。表15における「精神病」「神経症」「人格障害」「薬物・アルコール依存」を「精神科疾患」、「その他の疾病」と「その他の障害」を「その他の疾病・障害」とまとめ、「発達障害」は該当者がいなかったのを削除した。また父、母、その他の養育者ごとに見ていたものをまとめ、父、母、その他の養育者のいずれかに該当者がいる場合、1例とした。したがって重複も1例となる。表16からは、以下の諸点が確認できる。

- ① 40例のうち養育者のいずれかに精神科疾患があるのは15例、知的障害は

9例である。後掲の事例総括表で確認すると、双方のどちらかを含む家族は19例と約半数になる。

- ② 精神科疾患と知的障害の双方とも、5歳に比較して14歳・15歳に多い。
- ③ 身体的虐待は16例中半数の6例が精神科疾患とかかわっている。
- ④ ネグレクトでもっとも多いのは知的障害の5例であるが、18例の3分の1に満たない。
- ⑤ 性的虐待の3例はいずれも精神科疾患がかかわっており、2例は知的障害もかかわっている。

5 養育者のこれまでの生活上の出来事

表17に、養育者のこれまでの生活上の出来事を示す。ここで養育者とは父、母、あるいは祖父母などのその他の養育者すべてをさす。この誰かが、これまでの生活歴の中で以下の「出来事」を経験しているかどうかを、調査員が相談記録から読み取れる範囲で把握した。①火災・災害等の被災、②事故・怪我、③入院、④長期の疾病・体調の不良・病気がち、⑤解雇・失業、⑥返済に困る借金・多重債務、⑦破産、⑧住むところが決まっていなかったこと、⑨たび重なる転居、⑩トラブルに起因する転居、⑪経済的困窮、⑫生活保護受給、⑬拘禁、⑭離婚、⑮配偶者との死別、⑯望まない妊娠・出産。

表18は、表17をより大まかにまとめて再掲したものである。「事故・怪我」「入院」「長期疾病」のいずれかを経験しているものを「けが・疾病」とまとめた。同様に「借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」を「経済問題」、「住所不定」「頻繁転居」「トラブル転居」を「住宅問題」とした。表19は、表18にまとめた「けが・疾病」「解雇・失業」「経済問題」「住居問題」「拘禁」「離婚」「望まない妊娠」の7つの「出来事」のうち、いくつを経験しているかを示したものである。これらから少なくとも以下が確認できる。

- ① 「けが・疾病」を経験しているものは、40例中14例である。長期の疾病・体調不良は10例で、入院が8例、事故・怪我が6例である。
- ② 「解雇・失業」を経験しているものは、40例中19例と半数近くにのぼる。
- ③ 「経済問題」を経験しているものは40例中26例で、特にネグレクトでは18例中15例にのぼる。また14・15歳では、10例のうち8例を占める。全体の26例のうち、「返済に困る借金・多重債務」を含むものは16例で、消費社会における貧困の今日的形態を反映している。後掲の事例総括表からは、「解雇・失業」と「経済問題」のどちらかを経験しているものは、30例になる。
- ④ 「住居問題」は7例であり、うち4例がネグレクト事例である。
- ⑤ 40例中28例が「離婚」を経験している。特にネグレクトでは18例中15例にのぼる。
- ⑥ 「けが・疾病」「解雇・失業」「経済問題」「住居問題」「拘禁」「離婚」「望まない妊娠」の7つの「出来事」をまったく経験していないのは4例、ひとつのみも4例で、ふたつが15例、3つ以上は17例にのぼる。生活上の不利と困難が、生活歴の中で重なりあっていることが示唆される。また3つ以上は、ネグレクトと性的虐待に多く、生活困難の複合的な性格をうかがわせる。

6 養育者の意識と社会関係

表20に、養育者の意識と社会関係を示す。これらは調査員が相談記録から以下の項目を読み取れる範囲で把握したものである。①育児に対する拒否的な感情、②虐待の認識の有無、③支援を受け入れているか、④親身になってくれる支援者の存在、⑤親身になってくれる友人・知人、⑥親身になってくれる親族、⑦職場への安定した帰属、⑧仕事以外の活動や団体への参加。表21は、

表 20 を大まかにまとめたものである。父、母、その他の養育者ごとに見ていたものをまとめ、父、母、その他の養育者のいずれかに該当者がいる場合、1例とした。また「親身になる友人・知人」と「親身になる親族」をまとめて、「親身な友人・親族」とした。これらから、以下の諸点が確認できる。

- ①「虐待の認識」があるのは、父親 2 例、母親 14 例である。身体的虐待に比較して、ネグレクトは虐待認識がない場合が多い。
- ②支援を受け入れているのは、父親 5 例、母親 23 例である。いずれか一方でも支援を受け入れているのは 40 例中 24 例で、児童相談所の介入後、支援について受容的ではないものも半数近く存在する。
- ③公的機関で親身になってくれる支援者がいたものは、父親 3 例、母親 10 例である。
- ④養育者のいずれかに親身になる友人や親族がいるものは、15 例である。残りの 25 例は相談記録からは読み取ることができなかった。インフォーマルな支援関係から孤立的であることがうかがえる。
- ⑤職場への安定した帰属があるものは父親 3 例、母親 1 例である。仕事以外の活動や団体への参加が確認できたものはなかった。

7 児童相談所での支援経過

表 22 に、児童相談所との関わりを示す。当該虐待受理以前に児童相談所が相談を受け、支援に当たっていたものは、40 例中 18 例である。すなわち支援の経過の中で、虐待として受理する場合が半数近くにのぼる。14・15 歳では 10 例中 7 例であり、長い支援の経過があることが、うかがえる。また 40 例中 17 例が一時保護、13 例が施設入所に至っている。表 23 は、受理時点から 5 年後の現況である。26 例が終結になっている。施設入所中であるものは 5 例、寄宿舎入所中を含むと 6 例である。

8 問題の複合的側面

事例総括表 1・2 は、40 例のそれぞれについて、これまで検討してきた各項目を整理したものである。「養育者のこれまでの生活上の出来事」は表 18、「家族関係」は表 14、「子どもの直面する困難」は表 13、「養育者の状況」は表 16 と表 21 の各項目に対応している。40 例のそれぞれに、多くの不利と困難が複合していることが確認できる。

D 考察

これまで検討してきた調査結果から、以下が考察される。

1 生活基盤の不安定さと貧困

多くの家族が経済的問題を経験している。例えば、①これまでの生活歴の中で、「解雇・失業」を経験しているのは 19 例、借金・多重債務、破産、経済的困窮などを経験しているのは 26 例、そのどちらかでは 30 例で、4 分の 3 にのぼる。②不明をのぞいた 23 例のうち、課税世帯は 7 例、非課税世帯は 5 例、生活保護受給世帯は 11 例である。③調査員の判断による生活程度は、「困難 (11)」と「多少困難 (18)」をあわせると 29 例である。いずれの指標も、全体の約 4 分の 3 の家族が、生活基盤が脆く不安定な中で暮らしていることを示しており、ネグレクト事例にその比率が高い。また不明をのぞく 31 例のうち、22 例が過去 5 年以内の転居歴があり、生活の変動を経験していることをうかがわせる。

すなわち今日の子ども虐待問題は、貧困を背景としている。したがって子ども虐待対応は、広く社会政策上の貧困対策を基盤とする必要がある。貧困と子ども虐待の因果関係の検討は今後の検証課題であるが、仮説的には、①貧困が家族内の葛藤・ストレスを高めること、②貧困が問題への対応能力を低めることによって、子育ての困難・不利をより増幅させ問題を深刻化・複合化させること、等が考えられる。この場合の対応能力とは、個体還元的な「能力」

に限定するのではなく、家族の経済的資源、時間的ゆとり、情報へのアクセス、支援的な社会資源の存在等を含む。

2 家族関係の変動

多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。離婚を経験しているのは、28例である。受理時に母子世帯であったのは13例、父子世帯は1例であり、再婚等による再形成された家族が多く含まれることを示唆している。離婚自体は、ネガティブな指標ではない。婚姻関係を取り結ぶ両性の自由の表れであるし、夫婦間の葛藤や暴力に対処し安定的な生活環境をつくるための手段として積極的な意味を持つ場合もある。しかし一方で家族関係の葛藤に直面することがほとんどであるし、一般的には特に母子世帯という家族の形態は、貧困へのリスクと子育ての不利を高める。また再婚による再形成家族では、夫婦関係に加えて子どもと継父母との関係の葛藤に直面することが多い。したがって問題への対応能力の有無が、特に課題として表面化する場合がある。

3 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間の暴力、あるいはその疑いがある家族は40例中17例であり、全体の4割強が子ども虐待の背景にDVを持っている。DVの目撃が「心理的虐待」にあたるというだけでなく、DVは直接的に家族内の葛藤を高め、虐待のリスクを高める。また被害者の力を阻害することを通して、問題への対応能力を低下させ、虐待のリスクを高める。したがって子ども虐待対応にはDV対策と被害者支援が不可欠と考えられるが、本調査での結果もそれを裏付けている。

また、女性が男性に経済的に依存せざるを得ない状況がDV問題の基底にあることを考えあわせると、特に母子世帯の経済的不利の解消が政策的課題となるが、これは前述の貧困問題・家族関係の変動とのかかわりで考えても同様に重要な課題である。

4 養育者の心身の状況

多くの養育者が心身の疾病や障害を抱えており、生活と子どもの養育を営む上での脆弱性を持ち不利に直面している。40例のうち養育者のいずれかに精神科疾患があるのは15例、知的障害は9例である。双方のどちらかを含む家族は40例中19例であり、約半数になる。これまでの生活歴の中で「けが・疾病」を経験しているものは、40例中14例であり、長期の疾病・体調不良は10例、入院が8例、事故・怪我が6例である。

疾病や障害自体は、通常の生活の過程で起こりうることであり、治療と支援体制の充実で不利を緩和しうる。問題は、これが子ども虐待のリスクとなってしまう構造である。前述の貧困や家族変動と家族関係の葛藤、後述する子どもの脆弱性などに関して、生活者の対応能力の有無が問われる場合、特に疾病や障害という脆弱性を抱えた家族に不利と困難が集中することになり、子ども虐待という形をとって表面化する。したがって、①疾病や障害に対する治療と生活支援、②疾病や障害を抱える養育者に対する集中的な子育て支援、③貧困や子どもの脆弱性に対する対応・緩和策のそれぞれが、疾病と障害と子ども虐待の関係を切るために必要である。

5 社会的孤立

多くの家族が社会的孤立の中で生活している。支援的な親族・知人の存在が確認できたのは15例である。残りの25例は社会的な孤立度が高いと考えられる。職場への安定した帰属があるものは父親3例、母親1例である。仕事以外の活動や団体への参加が確認できたものはなかった。公的機関で親身になってくれる支援者がいたものは、父親3例、母親10例であり、フォーマル・インフォーマルな関係の双方で孤立的であることが示唆される。また、親身になってくれる家族以外の大人の存在（大人の存在）があった子どもは3例にとどまり、子どものみで生活していた経験のある子どもが3

例ある。子ども自身もまた、孤立的な状態におかれている。

支援的な人間関係・社会資源は、それ自体が対応能力の重要な構成要素である。困難の渦中にある養育者・子どもの精神的な支えという点でも、具体的な支援につながる経路という点でも、支援的な人間関係の果たす役割は大きい。これを欠く孤立的な状態の中で、子ども虐待が生じし、深刻化することが、改めて確認できる。

6 子どもの直面する困難と脆弱性

多くの子どもが困難に直面しており、子ども虐待と、子どもの「育てにくさ」や脆弱性に関わっていることが、確認できる。子ども虐待対応には、子どもを直接支援する資源と政策が不可欠である。

まず子どもに障害が見られる家族が多い。当該児童では40例中22例、兄弟姉妹では15例に、子どもに障害がある。当該児童と兄弟姉妹の双方に障害があるのは10例、どちらか一方では27例と、4分の3近くになる。当該児童の6例がいじめの被害にあっており、うち14・15歳が5例で10例中の半数になる。不登校(園)は9例、14・15歳では10例中4例で、いじめの被害をあわせて考えると、学校でのトラブルやつまづきを抱えた子どもが多いことが示唆される。「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、いずれかに直面しているのは31例で、14・15歳では10例中9例がこれにあたる。兄弟姉妹を含めて、家族の中の子どもにこれらの困難がまったく無い例は40例中6例のみで、14・15歳では10例中1例のみである。

こうした子どもの「育てにくさ」や脆弱性は、特に広い意味での対応能力が奪われている家族においては子ども虐待の「リスク要因」となるが、問題はそれにとどまらない。子ども自身を成長と発達の主体と考えた場合、子ども自身の不利と困難に注目する必要がある。子どもの成長には、子どもらしくすごせる「場」と「人間関係」が

必要であるが、家族が虐待的な環境であると同時に、学校や保育園でも排除されることは、子どもの発達の基盤の社会的剥奪である。また障害という成長のうえでの脆弱性があることは、よりいっそう「子どもの側に立つ」大人の存在が必要であることを意味するが、養育者がこの立場に立てていないことになる。したがって、障害児の療育や「居心地のよい学校・保育所」は、子ども虐待のリスクを低減させるという意味のみならず、仮に家族における虐待的環境があっても、子どもの不利を緩和し成長と発達を社会的に支える場として、重要な役割を持つ。

7 困難と不利の複合的性格

ほとんどの家族には、生活基盤の不安定・貧困、家族変動、DV、心身の疾病と障害、社会的孤立、障害などの子どもの「育てにくさ」と脆弱性といった不利と困難が、複数重なり合っている。またこの傾向はネグレクト事例、性的虐待事例、14歳・15歳の年齢層により強い。こうした不利と困難はそれぞれ独立しているというよりは、それぞれ連鎖・複合していると考えられる。したがって、それぞれに対応する社会資源とともに、それぞれの関係を切るためのソーシャルワーク的介入が必要である。また、家族の困難を総体として把握するためのアセスメントの枠組み、機関連携を有効に機能させるためのアセスメントと行動計画の共有のための枠組みが、ともに不可欠である。

8 養育者の虐待に対する意識

養育者は、虐待の認識が無い場合も多い。「虐待の認識」があるのは、父親2例、母親14例である。身体的虐待に比較して、ネグレクトは虐待認識がない場合が多い。支援を受け入れているのは、父親5例、母親23例である。いずれか一方でも支援を受け入れているのは40例中24例で、児童相談所の介入後、支援について受容的ではないものも半数近く存在する。養育者の意識と

支援受容の関係については、今後の支援過程の分析の中でより具体的に検討される必要がある。

9 児童相談所の支援経過

虐待として児童相談所が受理する以前から、児童相談所を含めて支援の経過がある事例が多い。40例中18例が、当該虐待受理以前に児童相談所が相談を受け、支援に当たっている。すなわち障害相談や養育相談への支援の経過の中で、虐待として受理する事例が多い。13例が施設入所に至っている。5年後も入所中であるものは4例である。こうした支援過程の分析は次年度の課題であるが、現時点でも少なくとも、ひとつの「虐待受理」には前後の支援の経過があることが確認できる。すなわち、児童相談所をはじめとする関係機関の負荷量は、事例の通告と受理数ではなく、事例の累積数を基礎に推計される必要がある。

E 結論

経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成される中で、子育ての困難が子ども虐待問題として表面化すると仮説的に考えられる。貧困とは不利と困難の連鎖・蓄積の過程である。したがって児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含む必要がある。今回の検討からは特に、①所得保障と生活基盤の安定、すなわち直接的な貧困対策、②DV防止と被害者支援、③障害児の療育と支援、④不登校(園)・いじめ対策等、子どもを排除しない保育所や学校体制、⑤地域での精神保健と精神医療、⑥知的障害等の脆弱性を抱えた親への支援、等の充実が不可欠であり、これらを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうると考えられる。

また児童相談所の支援の開始時点は、虐

待通告受理以前にさかのぼるものが半程度度みられ、ひとつの事例の支援に長い時間的経過があることが確認できる。社会資源必要量の推計の基礎となる児童相談所等関係機関の負荷量は、通告事例数ではなく事例の累積数を基礎にすべきである。これらの点は、次年度の調査結果と支援過程の整理をふまえて、より詳細に分析、検討される必要がある。

なお本調査の実施に当たって貴重な時間を割いて協力された、児童相談所関係職員各位に感謝申し上げる。

通告時年齢	身体	ネグレクト	心理	性的	不明	合計
5歳	14	13	2	0	1	30
14、15歳	2	5	0	3	0	10
合計	16	18	2	3	1	40

表2 当該児童の性別

通告時年齢	対象数	男	女
5歳	30	17	13
14、15歳	10	1	9
計	40	18	22
種別			
身体	16	8	8
ネグレクト	18	8	10
性的	3	0	3
心理	2	2	0
不明	1	0	1
計	40	18	22

表3 重症度

通告時年齢	対象数	重度	中度	軽度	危惧有	不明
5歳	30	3	9	12	4	2
14、15歳	10	4	2	3	0	1
計	40	7	11	15	4	3
種別						
身体	16	2	1	10	2	1
ネグレクト	18	2	10	4	0	2
性的	3	3	0	0	0	0
心理	2			1	1	0
不明	1	0	0	0	1	0
計	40	7	11	15	4	3

生命の危機あり: 身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため衰弱死の危険性があるもの。

重度: 今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度: 継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度: 実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧: 暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

表4 通告受理時の家族構成

通告時年齢	対象数	父母+子	母+子	祖父母+父母子	父+子	その他
5歳	30	17	10	2	0	1
14,15歳	10	3	3	1	1	2
計	40	20	13	3	1	3
種別						
身体	16	9	5	2	0	0
ネグレクト	18	9	5	1	1	2
性的	3	1	1	0	0	1
心理	2	1	1	0	0	0
不明	1	0	1	0	0	0
計	40	20	13	3	1	3

表5 主な虐待者

通告時年齢	対象数	実父	実母	実父・実母	継父	継母	内縁の夫	異父兄
5歳	30	6	16	5	1	0	2	0
14,15歳	10	1	3	3	1	1	0	1
計	40	7	19	8	2	1	2	1
種別								
身体	16	4	6	3	1	1	1	0
ネグレクト	18	2	11	4	0	0	1	0
性的	3	0	0	1	1	0	0	1
心理	2	1	1	0	0	0	0	0
不明	1	0	1	0	0	0	0	0
計	40	7	19	8	2	1	2	1

表6 主な虐待者(通告受理時 両親世帯)

	父	母	父母
身体	5	3	3
ネグレクト	1	5	4
性的	1	-	-
心理	-	1	-
計	7	9	7

表7 住居形態

通告時年齢	対象数	賃貸アパート	賃貸マンション	一軒家	一軒家(持家)	間借	公営住宅	不明
5歳	30	14	1	3	3	1	4	4
14,15歳	10	0	0	0	3	0	5	2
計	40	14	1	3	6	1	9	6
種別								
身体	16	5	0	3	2	1	2	3
ネグレクト	18	7	1	0	3	0	5	2
性的	3	0	0	0	1	0	2	0
心理	2	1	0	0	0	0	0	1
不明	1	1	0	0	0	0	0	0
計	40	14	1	3	6	1	9	6

表8 過去5年以内の転居歴

通告時年齢	対象数	有	無	不明
5歳	30	17	5	8
14,15歳	10	5	4	1
計	40	22	9	9
種別				
身体	16	6	4	6
ネグレクト	18	12	4	2
性的	3	2	1	0
心理	2	2	0	0
不明	1	0	0	1
計	40	22	9	9

表9 世帯への課税状況

通告時年齢	対象数	課税	非課税	生保	不明
5歳	30	6	2	7	15
14,15歳	10	1	2	4	2
計	40	7	4	11	17
種別					
身体	16	4	1	2	9
ネグレクト	18	2	3	6	7
性的	3	0	0	2	0
心理	2	1	0	0	1
不明	1	0	0	1	0
計	40	7	4	11	17

表10 生活の困難度

通告時年齢	対象数	非困難	多少困難	困難	不明
5歳	30	5	10	12	3
14,15歳	10	2	1	6	1
計	40	7	11	18	4
種別					
身体	16	5	8	2	1
ネグレクト	18	0	1	14	3
性的	3	1	0	2	0
心理	2	1	1	0	0
不明	1	0	1	0	0
計	40	7	11	18	4

相談記録から読み取られた家族の状況を総合的に判断して、調査者が、①とても困難に思える(困難)、②多少困難に思える(多少困難)、③特に困っていると判断できない(非困難)、④わからない、の4項目から、もっとも近いものを選んだ。

表11 子どもの直面する困難(当該児童)

通告時 年齢	対象 数	未 熟児	低 体 重	不 望 出 産	病 弱 虚 弱	身 体 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	自 閉 症	言 語 遅 滞	い じ め 被 害	い じ め 加 害	対 人 ト ラ ブル	欠 席 が ち	長 欠 不 登 校	暴 力 傾 向	非 行	施 設 入 所	停 学 退 学	解 雇	所 属 先 無	子 の み 生 活	児 相 談 歴	大 人 の 存 在
5歳	30	0	1	0	2	1	10	8	1	11	1	0	2	3	3	1	2	1	0	0	0	2	4	1
14,15歳	10	0	1	0	0	1	3	0	0	1	5	0	1	2	4	2	0	2	0	0	0	1	5	2
計	40	0	2	0	2	2	13	8	1	12	6	0	3	5	7	3	2	3	0	0	0	3	9	3
種別																								
身体	16	0	0	0	1	1	4	3	1	5	1	0	2	0	1	2	2	0	0	0	0	1	4	1
ネグレクト	18	0	0	0	1	6	4	0	6	3	0	0	3	4	1	0	3	0	0	0	0	1	4	2
性的	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0
心理	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40	0	2	0	2	2	13	8	1	12	6	0	3	5	7	3	2	3	0	0	0	3	9	3

表12 子どもの直面する困難(兄弟姉妹)

通告時 年齢	対象 数	未 熟児	低 体 重	不 望 出 産	病 弱 虚 弱	身 体 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	自 閉 症	言 語 遅 滞	い じ め 被 害	い じ め 加 害	対 人 ト ラ ブル	欠 席 が ち	長 欠 不 登 校	暴 力 傾 向	非 行	施 設 入 所	停 学 退 学	解 雇	所 属 先 無	子 の み 生 活	児 相 談 歴	大 人 の 存 在
5歳	30	0	1	0	3	1	2	4	0	4	2	0	1	6	4	1	3	3	0	0	1	0	7	0
14,15歳	10	0	0	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	2	1	0	1	1	0	0	1	2	1	1
計	40	0	1	0	3	1	5	5	0	5	3	0	1	7	6	2	3	4	1	0	1	1	9	1
種別																								
身体	16	0	0	0	2	0	1	1	0	4	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0
ネグレクト	18	0	1	0	1	0	3	3	0	1	2	0	0	6	4	1	2	4	1	0	1	0	7	1
性的	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
心理	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40	0	1	0	3	1	5	5	0	5	3	0	1	7	6	2	3	4	1	0	1	1	9	1

調査項目は以下。①未熟児、②低体重出産、③望まれない出産、④病弱、虚弱、⑤身体障害、⑥知的障害、⑦発達障害、⑧自閉症、⑨言葉の遅れ、⑩いじめの被害、⑪いじめの加害、⑫その他対人関係のトラブル、⑬欠席がち、⑭長期欠席・不登校、⑮暴力的傾向、⑯「非行」・問題行動、⑰施設入所歴、⑱停学・退学、⑲解雇、⑳仕事や学校などの所属先がないこと、㉑子どもだけで生活した経験、㉒児童相談所での相談歴、㉓親身になってくれる家族以外の大人の存在

表13 子どもの直面する困難

通告時 年齢	対象 数	障 害		い じ め 被 害			不 登 校			暴 力 傾 向 ・ 非 行			左記の要因のいずれかに該当する										
		当 該 児 童	ど ち ら か	ど ち ら も	当 該 児 童	兄 弟 姉 妹	ど ち ら も	当 該 児 童	兄 弟 姉 妹	ど ち ら も	当 該 児 童	兄 弟 姉 妹	ど ち ら も	当 該 児 童	兄 弟 姉 妹	ど ち ら か	ど ち ら も						
5歳	30	18	11	21	8	1	2	2	1	5	7	8	4	2	3	4	1	22	17	25	14		
14,15歳	10	4	4	6	2	5	1	5	1	4	2	4	2	2	1	3	0	9	5	9	5		
計	40	22	15	27	10	6	3	7	2	9	9	12	6	4	4	7	1	31	22	34	19		
種別																							
身体	16	9	8	12	5	1	0	1	0	1	1	1	1	3	1	3	1	12	9	14	7		
ネグレクト	18	9	5	10	4	3	2	4	1	5	7	8	4	1	2	3	0	14	10	14	10		
性的	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	0	1	1	0	3	2	3	2		
心理	2	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
不明	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
計	40	22	15	27	10	6	3	7	2	9	9	12	6	4	4	7	1	31	22	34	19		

※「どちらか」は、当該児童が兄弟姉妹のうち最低1名が当てはまる

※「どちらも」は、当該児童が兄弟姉妹の両方とも当てはまる

表 11・12 における「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とし、これらのうちひとつ以上に当てはまるものを「障害」として1例と数えた。また同様に、「欠席がち」「長欠・不登校」を「不登校」、「暴力傾向」「非行」を「暴力傾向・非行」としてまとめた。

通告時 年齢	対象数	夫婦 不和	DV 疑い	育児 協力	育児 非協力	離婚・ 復縁等
5歳	30	10	12	1	9	16
14,15歳	10	3	5	0	2	3
計	40	13	17	1	11	19
種別						
身体	16	6	8	0	4	7
ネグレクト	18	5	6	1	6	8
性的	3	2	2	0	1	3
心理	2	0	1	0	0	1
不明	1	0	0	0	0	0
計	40	13	17	1	11	19

夫婦不和:夫婦間の強い葛藤・不和 DV・疑い:DV、およびその疑い 育児協力:育児に関する協力的な関係
 育児非協力:育児に関する非協力的な関係 離婚・復縁等:離婚と復縁など婚姻関係の不安定さ、

表15 養育者の心身の状況1

通告時 年齢	対象数	精神病			神経症			人格障害			知的障害			薬物・アルコール 依存			発達障害			その他 疾病			その他 障害			攻撃的・虚言、 対人関係困難			その他		
		父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他
5歳	30	1	4	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	3	0	0	2	0	
14,15歳	10	0	3	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	2	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	1	2	0	0	0	
計	40	1	7	0	0	0	0	0	3	0	2	7	1	4	4	0	0	0	0	2	0	1	0	0	8	4	2	0	2	0	
種別																															
身体	16	1	3	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	1	0	
ネグレクト	18	0	3	0	0	0	0	0	2	0	2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	
性的	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	
心理	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	40	1	7	0	0	1	0	0	3	1	2	7	1	4	4	0	0	0	0	2	0	1	0	0	8	4	2	0	2	0	

表16 養育者の心身の状況2

通告時年齢	対象数	精神科疾患	知的障害	その他の疾 病・障害	対人関係 攻撃虚言
5歳	30	8	4	1	9
14,15歳	10	7	5	2	4
計	40	15	9	3	13
種別					
身体	16	8	2	1	6
ネグレクト	18	4	5	1	3
性的	3	3	2	1	3
心理	2	0	0	0	1
不明	1	0	0	0	0
計	40	15	9	3	13

表15における「精神病」「神経症」「人格障害」「薬物・アルコール依存」を「精神科疾患」、「その他の疾病」と「その他の障害」を「その他の疾病・障害」とまとめた。また父、母、その他の養育者ごとに見ていたものをまとめ、父、母、その他の養育者のいずれかに該当者がいる場合、1例とした。

表17 養育者のこれまでの生活上の出来事

通告時 年齢	対象数	火災 災害	事故 怪我	入院	長期 疾病	解雇 失業	借金 債務	破産	住居 不定	頻繁 転居	トラブル 転居	経済的 困窮	生保 受給	拘禁	離婚	死別	不望 妊娠
5歳	30	0	4	6	5	14	11	1	1	4	4	14	8	2	21	0	3
14、15歳	10	0	2	2	5	5	5	0	0	0	1	7	4	1	7	1	0
計	40	0	6	8	10	19	16	1	1	4	5	21	12	3	28	1	3
種別																	
身体	16	0	2	3	4	6	3	0	0	1	2	6	2	2	8	1	1
ネグレクト	18	0	4	5	4	9	11	0	1	3	2	12	6	1	15	0	2
性的	3	0	0	0	2	2	1	0	0	0	1	2	2	0	3	0	0
心理	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
計	40	0	6	8	10	19	16	1	1	4	5	21	12	3	28	1	3

①火災・災害等の被災、②事故・怪我、③入院、④長期の疾病・体調の不良・病気がち、⑤解雇・失業、⑥返済に困る借金・多重債務、⑦破産、⑧住むところが決まっていなかったこと、⑨たび重なる転居、⑩トラブルに起因する転居、⑪経済的困窮、⑫生活保護受給、⑬拘禁、⑭離婚、⑮配偶者との死別、⑯望まない妊娠・出産

表18 養育者のこれまでの生活上の出来事

通告時年齢	対象数	けが・疾病	解雇・失業	経済問題	住居問題	拘禁	離婚	不望妊娠
5歳	30	9	14	18	6	2	21	3
14、15歳	10	5	5	8	1	1	7	0
計	40	14	19	26	7	3	28	3
種別								
身体	16	5	6	7	2	2	9	1
ネグレクト	18	7	9	15	4	1	15	2
性的	3	2	2	2	1	0	3	0
心理	2	0	1	1	0	0	0	0
不明	1	0	1	1	0	0	1	0
計	40	14	19	26	7	3	28	3

「事故・怪我」「入院」「長期疾病」のいずれかを体験しているものを「けが・疾病」とまとめた。同様に「借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」を「経済問題」、「住所不定」「頻繁転居」「トラブル転居」を「住宅問題」とした。

表19 養育者のこれまでの生活上の出来事(重複数別)

通告時年齢	対象数	0	1	2	3以上
5歳	30	4	3	10	13
14、15歳	10	0	1	5	4
計	40	4	4	15	17
種別					
身体	16	3	2	7	4
ネグレクト	18	0	2	6	10
性的	3	0	0	1	2
心理	2	1	0	1	0
不明	1	0	0	0	1
計	40	4	4	15	17

「けが・疾病」「解雇・失業」「経済問題」「住居問題」「拘禁」「離婚」「望まない妊娠」の7つのうち、いくつを体験しているかを示した

表20 養育者の意識と社会関係

通告時 年齢	対象数	育児否定 感情			虐待認識			支援 受け入れ			支援になる 公的機関			親身になる 友人・知人			親身になる 親族			職場への 安定帰属			活動・団体 への参加		
		父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他	父	母	他
5歳	30	3	8	0	1	12	0	4	18	1	3	7	1	0	2	0	3	5	0	2	1	0	0	0	0
14,15歳	10	0	1	0	1	2	1	1	5	1	0	3	0	0	1	0	1	2	1	1	0	1	0	0	0
計	40	3	9	0	2	14	1	5	23	2	3	10	1	0	3	0	4	7	1	3	1	1	0	0	0
種別																									
身体	16	1	4	0	1	9	0	2	10	2	0	5	1	0	2	0	2	4	0	2	1	0	0	0	0
ネグレクト	18	1	5	0	0	2	0	2	10	0	3	4	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0
性的	3	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
心理	2	1	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40	3	9	0	2	14	1	5	23	2	3	10	1	0	3	0	4	7	1	3	1	1	0	0	0

- ① 育児に対する拒否的な感情、②虐待の認識の有無、③支援を受け入れているか、④親身になってくれる支援者の存在、
⑤親身になってくれる友人・知人、⑥親身になってくれる親族、⑦職場への安定した帰属、⑧仕事以外の活動や団体への参加

表21 養育の意識・社会的関係(養育者のいずれか)

通告時年齢	対象数	育児に否 定的な感 情	虐待認識	支援の受 け入れ	支援になる 公的機 関	親身な友 人・親族
5歳	30	10	13	19	9	11
14,15歳	10	1	3	5	3	4
計	40	11	16	24	12	15
種別						
身体	16	5	10	11	6	9
ネグレクト	18	5	2	10	5	4
性的	3	0	2	1	1	2
心理	2	1	2	2	0	0
不明	1	0	0	0	0	0
計	40	11	16	24	12	15

父、母、その他の養育者ごとに見ていたものをまとめ、父、母、その他の養育者のいずれかに該当者がいる場合、1例とした。また「親身になる友人・知人」と「親身になる親族」をまとめて、「親身な友人・親族」とした。